

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月30日
【事業年度】	第22期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社ガイアックス
【英訳名】	Gaiax Co.Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 上田 祐司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目5番3号
【電話番号】	03 - 5759 - 0300（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 野澤 直人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目5番3号
【電話番号】	03 - 5759 - 0378
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 野澤 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

(注)当連結会計年度より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	5,214,693	5,728,786	5,981,869	2,663,469	2,015,118
経常利益又は経常損失() (千円)	393,122	595,433	976,662	191,866	293,462
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	262,615	700,834	654,744	369,345	292,847
包括利益 (千円)	1,651,370	1,706,625	778,075	273,745	266,989
純資産額 (千円)	3,330,777	1,623,205	855,612	1,257,601	1,008,334
総資産額 (千円)	5,663,252	4,293,664	2,178,401	1,965,649	1,619,435
1株当たり純資産額 (円)	696.58	337.45	175.16	252.97	198.62
1株当たり当期純利益又は当期純損失() (円)	56.14	147.05	137.22	76.34	59.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	55.84	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.4	37.5	38.4	63.2	60.3
自己資本利益率 (%)	10.7	-	-	35.5	-
株価収益率 (倍)	15.8	-	-	9.9	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	245,537	624,796	571,860	390,352	269,788
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	99,885	333,572	365,881	219,492	26,680
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	377,457	741,896	141,853	72,021	29,649
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,191,035	1,969,058	888,472	1,131,106	804,943
従業員数 (人)	342	405	296	111	123
(外、臨時雇用者数)	(292)	(380)	(417)	(61)	(53)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第19期、第20期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第19期、第20期及び第22期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

5. 「従業員数」の臨時雇用者数は()内に各連結会計年度末の人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	1,223,187	1,339,940	1,735,983	2,271,668	1,775,421
経常利益又は経常損失 () (千円)	261,123	1,250,497	1,017,262	122,079	201,445
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	264,416	1,241,004	522,075	427,611	204,355
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	5,147,752	5,147,752	5,147,752	5,147,752	5,147,752
純資産額 (千円)	1,475,071	231,686	290,165	245,593	456,471
総資産額 (千円)	1,852,722	2,189,646	1,852,845	2,535,491	2,089,029
1株当たり純資産額 (円)	305.84	46.15	63.30	46.98	86.30
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 () (円)	56.53	260.39	109.42	88.38	41.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	78.4	10.1	16.3	9.1	20.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	62.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	8.5	20.9
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、臨時雇用者数) (人)	93 (15)	105 (69)	102 (56)	94 (51)	97 (49)
株主総利回り (比較指標：当込みTOPIX) (%)	97.6 (112.1)	65.9 (112.4)	66.5 (137.4)	82.9 (115.5)	95.6 (136.4)
最高株価 (円)	1,799	902	713	1,280	960
最低株価 (円)	714	558	498	560	473

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第21期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第18期、第19期及び第20期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 第21期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスのため記載しておりません。

6. 「従業員数」の臨時雇用者は () 内に各事業年度末の人員を外数で記載しております。

7. 最高株価及び最低株価は名古屋証券取引所 (セントレックス) におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1999年3月	広告収入モデルによるコミュニティサイトの企画運営を主な目的として、東京都世田谷区に有限会社ガイアックスを設立
1999年5月	株式会社ガイアックスへ組織変更
2000年4月	子会社GAIAX U.S.A LTD.を設立(2002年5月全株式をマネージメント・バイ・アウト)
2000年6月	子会社GAIAX SINGAPORE PTE. LTD.を設立(2002年4月清算)
2000年8月	韓国のDaum Communications Corp.と日本におけるソリューション事業展開のための合併会社「株式会社ダウムジャパン」を設立(2002年9月清算)
2000年8月	子会社株式会社ガイアックスカフェを設立(2002年5月全株式をマネージメント・バイ・アウト)
2001年9月	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号へ本社移転
2002年11月	韓国からのソリューション仕入業務を強化するための連結子会社GaiaX Korea Co.,Ltd.を韓国ソウル市に設立(2007年6月精算)
2004年4月	有料コンテンツ事業及び自社アバターコミュニティサイト「gaiax.com」の運営開始
2005年2月	財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)よりプライバシーマークの認定を付与される
2005年7月	名古屋証券取引所セントレックス上場
2005年11月	株式会社電縁の株式取得
2006年1月	株式会社電縁の簡易株式交換による完全子会社化
2006年2月	連結子会社として株式会社GT-Agencyを設立
2006年5月	トゥギャザー株式会社の株式取得による完全子会社化
2006年8月	委員会設置会社へ移行
2007年3月	会社分割(簡易分割)によりオンラインゲーム事業部門の分社化並びに同新設会社の株式全部を株式会社インデックス・ホールディングスへ譲渡
2008年10月	株式会社ソーシャルグループウェア(現株式会社シーエムエスエス)の株式取得による完全子会社化
2009年4月	東京都品川区西五反田一丁目21番8号へ本社移転
2009年10月	株式会社ドリコムより法人向けブログパッケージ事業を譲受
2011年6月	連結子会社としてフィリピンにGaiaX Asia Corporation(現adish International Corporation)を設立
2011年12月	連結子会社の株式会社GT-Agencyが分割を行うと同時に社名を株式会社TMRに変更し、分割新設会社株式会社GT-Agencyを設立
2012年1月	連結子会社として株式会社テンエックスラボを設立
2012年6月	連結子会社として株式会社GaiaX Interactive Solutions(現アディッシュプラス株式会社)、シンガポールにGaiaX Global Marketing & Ventures Pte.Ltd.を設立
2012年9月	連結子会社として株式会社GaiaX Fukuoka、株式会社GaiaX Sendaiを新設分割により設立
2014年3月	株式会社ベンチャー広報の全株式取得による完全子会社化
2014年10月	連結子会社としてアディッシュ株式会社を新設分割により設立
2015年7月	連結子会社としてシンガポールにXStartup Singapore Pte.Ltd.を設立
2015年7月	連結子会社の株式会社シーエムエスエスより吸収分割によりiQube事業を承継
2016年1月	連結子会社としてシェアリングエコノミー1号投資事業有限責任組合を設立
2016年7月	アイ・オーシステムインテグレーション株式会社の全株式取得による完全子会社化
2017年4月	連結子会社としてEDGE株式会社を新設分割により設立
2017年4月	東京都千代田区平河町二丁目5番3号へ本社移転
2017年11月	連結子会社として株式会社デジタルアイデンティティを設立
2017年11月	連結子会社の株式会社電縁の株式の67%を株式会社クラウドワークスに売却
2017年12月	連結子会社の株式会社シーエムエスエスが連結子会社の株式会社TMR、株式会社カヨトコ、株式会社XStartup及び株式会社テンエックスラボを吸収合併
2018年1月	当社を存続会社として連結子会社の株式会社シーエムエスエスを吸収合併
2018年1月	連結子会社のアディッシュ株式会社の株式の一部を売却し連結の範囲から除外
2018年1月	起業家を支援するスタートアップスタジオ事業を開始
2019年6月	連結子会社のGaiaX Global Marketing & Ventures Pte.Ltd.がXStartup Singapore Pte.Ltd.を吸収合併

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社8社で構成されており、ソーシャルメディアの企画・開発・運営及びシェアリングサービスの企画・運営を主たる業務としております。

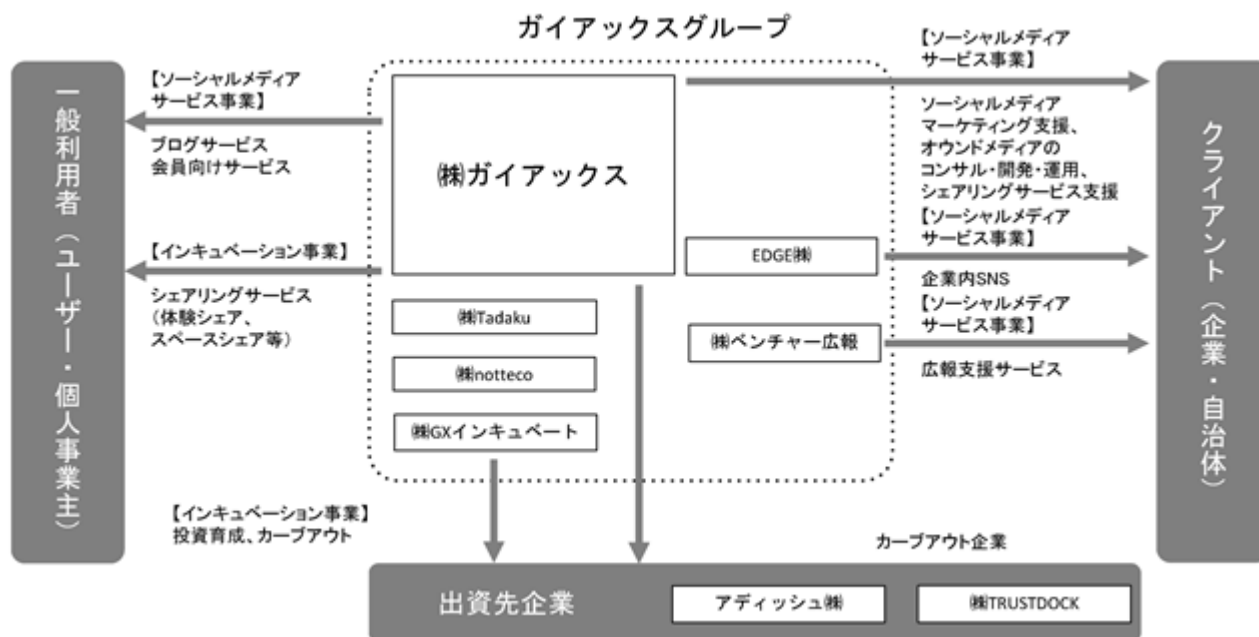
第2四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であったXStartup Singapore Pte.Ltd.は、当社の連結子会社であるGaiaX Global Marketing & Ventures Pte.Ltd.を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当社グループのセグメントは「ソーシャルメディアサービス事業」及び「インキュベーション事業」の2つに区分しております。

ソーシャルメディアサービス事業は、SNS、ブログ、ソーシャルメディア活用支援、WEBマーケティング支援、デジタルコンテンツサービスなどの企画、開発、運営を主に法人クライアントに対し提供しております。

インキュベーション事業は、グループ内及びグループ外企業への投資育成支援を行っております。また、グループ内インキュベーションとしては、シェアリングエコノミー関連サービスの企画・運用及び新規事業開発などを行っております。

企業集団についての事業系統図は次の通りであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株GT-Agency	東京都千代田区	3,000千円	占いコンテンツの制作	100	役員の兼務
GaiaX Global Marketing & Ventures Pte.Ltd. (注)2	Singapore	600,000千円	アジア事業統括 ベンチャー投資	100	役員の兼務 資金借入あり
株ベンチャー広報	東京都千代田区	2,000千円	広告・PRの立案及び コンサルティング	100	役員の兼務 資金貸付あり
株notteco	東京都千代田区	5,000千円	ライドシェアサービス事業	100	役員の兼務 資金貸付あり
株GXインキュベート	東京都千代田区	5,000千円	ファンドの運営	100	役員の兼務
株Tadaku	東京都千代田区	3,500千円	料理教室の運営	100	資金貸付あり
シェアリングエコノミー 1号投資事業有限責任組 合(注)2.3	東京都千代田区	104,000千円	シェアリングエコノミー 関連サービス提供企業の 投資育成	99.0 (1.0)	-
EDGE株(注)2	東京都千代田区	10,000千円	社内SNS事業	67.9	役員の兼務 資金貸付あり

(注)1. 上記会社は有価証券届出書または有価証券報告書を提出していません。

2. 特定子会社であります。

3. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数であります。

4. 当社の連結子会社であったXStartup Singapore Pte.Ltd.は、2019年6月30日付で、当社の連結子会社であるGaiaX Global Marketing & Ventures Pte.Ltd.を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
ソーシャルメディアサービス事業	70	(43)
インキュベーション事業	33	(8)
全社(共通)	20	(2)
合計	123	(53)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含みます。)は期末人員を()内に外数で記載しております。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
97 (49)	35.3	6.1	5,758

セグメントの名称	従業員数(人)	
ソーシャルメディアサービス事業	44	(39)
インキュベーション事業	33	(8)
全社(共通)	20	(2)
合計	97	(49)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含みます。)は期末人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は年間における各従業員の税込平均給与であり、基準外賃金を含めておりますが、ストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業以来「人と人をつなげる」を企業理念に掲げ、インターネットのソーシャルなコミュニティを通じて、人と人とのコミュニケーションを促進することを基本方針としております。

社名の一部に「ガイア理論」の「ガイア」を引用し、社会全体、地球全体が一つの生命体であるという考えのもと、より多くの人にそれを体感していただけるようなソーシャルコミュニティの提供を目指しております。そして、弛まぬサービスの改善・改革により、お客様のみならず社会全体が本当に望んでいる、価値あるコミュニケーションサービスを常に提供し続け、企業価値の最大化を図るとともに、社会への貢献を果たすことが使命だと考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、今後も一貫して売上高拡大と収益性の向上を目指し、営業利益率の改善を重点指標として掲げております。また、これらの経営指標を維持することで、健全な財務体質を構築するとともに、自己資本利益率(ROE)の向上を通じて株主価値の増大を図って参ります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、引き続き主力事業であるソーシャルメディアサービス事業のSNS、ブログ、webマーケティング支援等、既存サービスの提供先を拡大し、安定的なストック収益の確保を行って参ります。また、新たな経済領域として世界規模で成長が期待されているシェアリングエコノミー関連ビジネスにおいて、ソーシャルメディアが必要不可欠であることに着目し、これからの当社の重要事業領域として位置づけ、新規サービスの企画・開発や投資育成支援を推進し、更なる企業価値の向上を図って参ります。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、スマートフォンの保有割合の拡大に合わせ、スマートフォンでのネット接続が一般化しつつあり、SNSやソーシャルゲームの利用も拡大傾向にあります。また、企業においては、マーケティングやリクルーティングなど様々な局面で、ソーシャルメディアを活用する重要性が益々高まっております。一方で、活用の手法や必要な人材・体制等が確立されておらず、積極的に活用している企業は一部にとどまっております。

このような経営環境の中、当社グループが対処すべき課題として認識している点は以下の通りであります。

サービスラインナップの拡大とシナジーの強化

当社グループは、引き続き主力事業であるソーシャルメディアサービス事業に専念し、低価格で導入しやすいサービスラインナップを開発、拡販することで、ランニング収益を拡大し収益性の向上を目指しております。そして各サービスの競争力の向上、サービス品質の一層の強化、販売力の増加が必要不可欠であると認識しております。今後は既存サービスとの連携で相乗効果を狙い、収益基盤の強化を実施していく方針であります。

営業力の強化

サービス商品の拡販を達成していくためには、人的資源のみに依存した販売手法ではなく、いわゆるプル型営業と呼ばれるものへの移行が不可欠だと認識しております。そのため、活発な広報活動や充実した商品紹介サイトの構築などに重点を置き、より商品を軸とした展開を実施、加えて、販売代理店網の強化、パートナー企業との提携により、営業活動の効率化も図って参ります。また、まずは商品の新規導入社数を増やし、その後、既存顧客に対して他サービスを増やしていく販売アプローチ(クロスセル)を進め、中長期計画であるランニング収益の拡大に繋げて参ります。

優秀な人材の育成と確保

当社グループが中長期計画を達成するためには、営業や開発のみならずあらゆる部門において、優秀な人材の確保が重要な課題であると認識しております。そのため当社グループでは、新卒及び中途採用の両面から積極的に優秀な人材の確保を進めております。現有の人材に対しては、全社的、また部署ごとに社内研修や他社との合同勉強会を実施するなど、社員一人ひとりの能力向上に努めております。そして、今後も人的基盤拡充のため、人材開発とその定着を積極的に継続するとともに、社内教育体制のさらなる整備により、人材育成の面でも充実を進めて参ります。

システム及びセキュリティの強化

当社グループは主にインターネット上での事業を展開していることから、システムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安定的に稼働させることが事業展開上重要であります。今後は継続的な安定運用を図るため、サーバー機器の維持管理に努め、高い信頼性・安全性を確保する方針であります。また、当社グループが活動するにあたり重要情報を保有することがありますが、それらの情報管理、外部アクセスの制限などのセキュリティ体制の強化も併せて行って参ります。

2【事業等のリスク】

以下において、事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、投資者に対する情報開示の観点から以下に記載しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存です。

また、以下に記載した内容は本株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではなく、将来に関する部分の記載は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の変動について

当社のソーシャルメディアサービス事業における収益は、当社サービスの利用料収入を主軸とし、サイトの開発代金等による初期収入及び保守・管理のための運営収入から成り立っております。利用料収入及び運営収入に関してはクライアント企業から毎月継続的に収受いたしますが、初期収入の発生時期は新規案件の成約状況及びクライアント企業の需要動向如何によっては当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

インターネット関連市場は今後の成長が期待される市場であるため、国内外の多数の事業者がこの分野に参入してくる可能性があります。当社に比べ資本金、マーケティング力、幅広い顧客基盤、より高い知名度を有する会社が参入してきた場合には、競争激化による価格の下落等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新しい技術の出現について

IT関連技術は技術革新の進歩が速く、それに応じて業界標準及び利用者ニーズが変化し、新技術が相次いで登場しております。これらの新技術等への対応が遅れた場合、当社の提供するサービスが陳腐化・不適応化し、業界内での競争力低下を招く可能性があります。その場合当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システムダウン、情報セキュリティ及びシステム不具合について

当社の運営するソーシャルサービスは24時間365日年中無休で運用しなければならないため、障害の兆候が見受けられる時及び障害が発生した時は監視要員及び各部署の責任者に通知する体制を整えています。しかしながら、当社のソーシャルサービスは通信ネットワークに依存しており、サーバー等の自社設備や第三者が所有し運営する通信設備等のインターネット接続環境が良好に稼動することが前提であります。したがって、災害や事故により通信ネットワークが切断された場合、サーバー機能が停止した場合、コンピュータウイルスによる被害があった場合、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入があった場合及び自社開発のサーバーやソフトウェアに不具合が生じた場合等は、当社ソーシャルサービスの利用度が低下する可能性があります。また、障害や不具合の原因が当社サイドにあった場合は、当社のクライアント企業からの信頼度が低下する可能性があり、結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資産の含み損・評価損について

当社の属するソフトウェア業界は技術革新の進展が早いため、当社の保有するソフトウェアについて資産の陳腐化等による価値毀損の可能性があります、その場合当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

個人情報保護について

当社は、サービスの提供にあたり会員情報やクレジットカード情報等の利用者の個人情報を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日 法律第57号）が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。個人情報については、個人情報管理規程及びガイドラインを制定し、個人情報の取扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理しております。また、2005年2月1日に財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得しております。

(7) インキュベーション事業について

当社グループは、当社グループの事業方針に則り、インターネット関連企業を中心に投資を実施しております。これらの投資については、当社グループとの事業上のシナジー効果等を期待して実行しておりますが、投資先企業の今後の業績の如何によっては、これらの投資が回収できなくなる可能性があります。また、減損適用による評価損が発生し、当社グループの損益に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産に関するリスクについて

当社は、知的財産権として特許を重視しており、必要な特許に関しては積極的に申請を行っております。また、当社は、当社の技術・製品等が第三者の持つ特許権、商標権等の知的財産権を侵害しないように細心の注意を払っており、過去において他社特許権を侵害し提訴されている等の事実はありません。しかしながら、当社の事業に関連する知的財産権が第三者に成立した場合、又は当社の認識していない当社の事業に関連する知的財産権が既に存在した場合においては、第三者の知的財産権を当社が侵害したとの主張に基づく訴訟を提起される可能性があります。当該訴訟において当社が敗訴した場合、損害賠償債務が発生する可能性があるほか、当該サービスの提供が差し止められ、権利者への対価の支払義務が生じる可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保

当社の営む事業は専門性の高い知識と豊富な経験等によるところが大きいため、優秀な人材を如何に適時適切に採用できるかが事業を拡大する上で重要な課題と認識しております。したがって人材確保が当初の計画通り進まない場合、または人材が流出した場合には当社の事業展開に支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) ストックオプション制度について

当社は、ストックオプション制度を採用しており、従業員の経営参加意識を高め、優秀な人材を確保することを目的として新株予約権を付与しております。2019年12月31日現在におけるストックオプション制度に基づく新株予約権による潜在株式総数は1,387,600株であり、発行済株式総数5,147,752株に対する割合は27.0%となっております。当社は今後も優秀な人材確保のために、インセンティブプランを継続して実施していく方針です。このため将来これらのストックオプションが行使された場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、米中の貿易摩擦の激化やイラン核開発による地政学リスクなどの世界経済の見通しへの懸念や、消費増税による内需の伸びの鈍化が予想されながらも、緩やかな景気拡大が続いています。当社グループを取り巻く事業環境におきましては、スマートフォン保有世帯の割合が全体の約80%、個人でも約65%にまで達し、スマートフォンによるインターネット利用がより浸透しております。ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用も依然として拡大傾向にあり、20～29歳の利用割合は78.5%を記録しています。企業においてもSNSの利用割合は拡大しており、マーケティングやプロモーション、リクルーティングなど、ソーシャルメディアを事業に活用する重要性が益々高まっております。また、当社が注力しているシェアリングエコノミー分野は、2018年度の市場規模が約1兆9,000億円まで成長し、2030年度には約6倍の約11兆円にまで拡大すると予測されています。このような背景のもと、当社は、引き続き急速な成長が期待されるシェアリングエコノミー分野に注力し、シェアリングエコノミーに係る様々なサービスを提供するとともに、ソーシャルメディアサービス事業のノウハウをシェアリングエコノミーサービスへ展開し、ビジネス領域の更なる拡充と優位性の確保に努めてまいりました。また、インキュベーション事業において、複数の企業を立ち上げ、キャピタルゲインを目指すスタートアップスタジオからは、2018年1月の開始から合計11社を立ち上げるに至っています。

当連結会計年度における業績は、主力事業であるソーシャルメディアサービス事業において、新サービスの開始やソーシャルメディアの活用に関するコンサルティングなどにより安定的に売上を計上しました。インキュベーション事業においては、保有株式の一部を売却するとともに回収可能性が著しく低下した株式について、評価損を売上原価に計上いたしました。この結果、当連結会計年度の売上高は2,015,118千円(前年同期比24.3%減)となりました。営業損益については、採用活動に伴う採用関連費や、新規サービスの積極的な開発投資の実施により、303,109千円(前年同期187,591千円の利益)の損失となりました。経常損益は、為替変動の影響を受け為替差損を計上したため293,462千円(前年同期191,866千円の利益)の損失となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、固定資産売却益を計上したものの292,847千円(前年同期369,345千円の利益)の損失となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(ソーシャルメディアサービス事業)

a ソーシャルメディア領域

< コミュニティパッケージ、企業向けブログ、活性化サービス >

Facebook、Twitter、LINE@、Instagram、ブログなどソーシャルメディア活用の企画提案やシステム構築・運営、多店舗向けのブログシステムの提供

b 企業内SNS領域

< 社内SNS、グループウェア >

企業の社内コミュニケーションをサポートするクラウド型社内SNS、内定者SNS、育児休業者SNSやクラウド型グループウェアを提供

c マーケティング支援領域

< ソーシャルメディアマーケティング、Webマーケティング >

ソーシャルメディアやブログなどを活用したマーケティングのコンサル業務、Webサイトの構築・運営

< デジタルコンテンツサービス >

スマートフォン、PC、モバイル端末向けに、ゲーム、占い、レシピ、スタンプなど様々なデジタルコンテンツを制作・提供

当連結会計年度におきましては、ソーシャルメディアを活用したプロモーションの需要を取り込み、コンサルティング・運用代行業務や、システム構築などにより、引き続き安定的なストック売上が計上したものの前年同期に比べて受注規模が縮小したため減収となりました。また、当社の提供するプラットフォームシステムが、大手企業のサービスで導入されるなど、シェアリングエコノミーのサポートサービスの拡販に注力してまいりました。営業費用は、新規サービス導入のための人件費が増加しました。

この結果、売上高は、1,482,589千円（前年同期比5.9%減）となり、営業損益は344,395千円（前年同期比24.2%減）の利益となりました。

（インキュベーション事業）

インキュベーション事業は、グループ外における投資育成支援（グループ外インキュベーション）とグループ内で創設される新規事業（グループ内インキュベーション）で構成されております。

グループ外インキュベーションにおきましては、投資先企業の株式を保有し、事業育成・成長支援などのハンズオン支援を行っております。

グループ内インキュベーションにおきましては、地域体験マッチングサービス「TABICA」、外国人が教える料理教室「Tadaku」などのサービスを提供しております。前連結会計年度より開始したスタートアップスタジオにおいては、既存の枠組みにとらわれない独創的なサービスを展開しており、シェアリングエコノミーサービスの認知度を高める施策を積極的に行っております。このような中、スタートアップスタジオが立ち上げた2社については、外部投資家からの出資を受け、事業拡大に拍車をかけております。

第4四半期連結会計期間において、保有株式の一部を売却するとともに、回収可能性が著しく低下した株式について評価損を売上原価に計上いたしました。また、各新規事業については引き続き投資フェーズであることから営業損失となっているものの、シェアオフィスサービスを運営するGRID事業部は、入居者が増加し、わずかながら売上が増加いたしました。

この結果、売上高は548,386千円（前年同期比50.5%減）となり、営業損益は368,343千円（前年同期は15,397千円の損失）の損失となりました。

財政状態の状況

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

（流動資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べて17.9%減少し、1,541,274千円となりました。これは、主に流動資産その他に含まれる短期貸付金が31,044千円増加したこと、現金及び預金が326,162千円、流動資産のその他に含まれる未収入金が67,883千円減少したことによるものであります。

（固定資産）

固定資産は、前連結会計年度末に比べて12.4%減少し、78,160千円となりました。これは、主に敷金及び保証金が18,786千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて17.6%減少し、1,619,435千円となりました。

（流動負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べて4.3%減少し、413,564千円となりました。これは、主に1年内返済予定の長期借入金が11,660千円増加したこと、流動負債のその他に含まれる未払消費税が37,832千円減少したことによるものであります。

（固定負債）

固定負債は、前連結会計年度末に比べて28.4%減少し、197,535千円となりました。これは、主に長期借入金が41,309千円、繰延税金負債が35,031千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて13.7%減少し、611,100千円となりました。

（純資産）

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて19.8%減少し、1,008,334千円となりました。これは利益剰余金が親会社株主に帰属する当期純損失により292,847千円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ326,162千円減少し、804,943千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果減少した資金は、269,788千円（前年同期は390,352千円の収入）となりました。この主な減少要因は、税金等調整前当期純損失288,676千円、営業投資有価証券の増加額22,808千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は、26,680千円（前年同期は219,492千円の支出）となりました。主な増加要因は、貸付金の回収による収入154,826千円、主な減少要因は、貸付けによる支出190,470千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は、29,649千円（前年同期は72,021千円の収入）となりました。この増加要因は、長期借入れによる収入50,000千円であり、減少要因は、長期借入金の返済による支出79,649千円であります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

該当事項はありません。

b 受注実績

当社グループが提供するサービスの性質上、受注の規模を金額あるいは数量で示すことが馴染まないため記載しておりません。

c 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
ソーシャルメディアサービス事業	1,482,589	5.6
インキュベーション事業	532,529	51.3
合計	2,015,118	24.3

（注）1．金額には消費税等を含んでおりません。

2．セグメント間取引については、相殺消去しております。

3．当連結会計年度における販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討の内容

重要な会計方針および見積もり

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

当社グループは、税効果会計、貸倒引当金、ソフトウェア、投資その他の資産の評価等に関して過去の実績や当該取引の状況に照らして、合理的と考えられる見積もり及び判断を行っており、その結果を反映し連結財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積もり特有の不確実性があるため、見積もりと異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 経営成績の分析

(売上高)

当社グループの当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に比べて648,351千円減少し、2,015,118千円となりました。既存事業においては、概ね前年と同様に推移しましたが、受注規模の縮小により減少となりました。インキュベーション事業においては、保有している株式の一部を売却したものの少額であったこともあり、前連結会計年度に比べて下回る結果となりました。

(売上原価、販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の売上原価、販売費及び一般管理費の合計額は、前連結会計年度に比べて157,650千円減少し、2,318,227千円となりました。主な減少要因は、売上原価に係る外注費などが減ったことによるものであります。また、営業投資有価証券のうち回収可能性が著しく低下した株式について評価損を売上原価に計上しております。なお、人材関連費用、広告宣伝費、通信費など新規事業にかかる費用は、引き続き増加傾向にあります。

(営業外収益及び営業外費用)

当連結会計年度における営業外収益は14,569千円となり、これは主に保険金の受取りと助成金収入であります。営業外費用は4,922千円となり、これは主に支払利息と為替変動に伴う為替差損であります。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における特別利益は、主に固定資産売却益により4,786千円となりました。

b 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社グループの資本の財源及び流動性につきましては、次のとおりです。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、人件費のほか、外注費、株式購入費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資、営業投資有価証券の取得等によるものです。

当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本方針としております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は207,666千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は804,943千円となっております。

c 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営方針・経営戦略については「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（1）会社の経営の基本方針」及び「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（3）中長期的な会社の経営戦略」に記載のとおりであります。

また、当社グループは、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）目標とする経営指標」に記載のとおり、売上高、営業利益率、自己資本利益率を、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として用いており、各指標等の状況は次のとおりであります。

経営指標	2018年12月期	2019年12月期
売上高	2,663,469千円	2,015,118千円
営業利益率	7.0%	15.0%
自己資本利益率（ROE）	35.5%	- %

（注）2019年12月期の自己資本利益率（ROE）については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は総額で12,275千円であり、主なものは、パソコン及びサーバーの購入であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

（1）提出会社

2019年12月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 （人）
			建物及び 構築物	工具器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 （東京都 千代田区）	ソーシャル メディア サービス事 業	サーバー及び ソフトウェア 等	13,160	14,070	998	28,229	97(49)

（注）1．金額には消費税等を含んでおりません。

2．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期末人員を（ ）内に外数で記載しております。

3．上記以外に建物を賃借しており、年間賃借料は179,328千円です。

（2）国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

（3）在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,607,800
計	11,607,800

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,147,752	5,147,752	名古屋証券取引所 セントレックス	(注)1、2
計	5,147,752	5,147,752	-	-

- (注) 1. 完全議決権株式であり、権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 当社は1単元の株式の数を100株とする単元株式制度を採用しております。
3. 「提出日現在発行数」欄には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
第17回新株予約権

決議年月日	2016年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 9 当社従業員 47 子会社役員 5 子会社従業員 12
新株予約権の数(個)	4,460(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 446,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,578(注)2
新株予約権の行使期間	2019年4月14日から 2020年4月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,586 資本組入額 1,293
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、注.2の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合は、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権者は、2016年12月期から2018年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業及び受託開発事業のセグメント利益の合計値（以下、「セグメント利益」という。）が下記（a）から（c）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）から（c）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないを取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。
- （a）セグメント利益が 450 百万円を超過した場合：行使可能割合 1/3
（b）セグメント利益が 550 百万円を超過した場合：行使可能割合 2/3
（c）セグメント利益が 600 百万円を超過した場合：行使可能割合 すべて
- ただし、2016年12月期から2018年12月期のいずれかの期のセグメント利益が200百万円以下になった場合には、すでに権利行使可能となっている分を除き、本新株予約権を行使することができない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
- 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、注. 1 に準じて決定する。
- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注. 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- （5）新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から定める行使期間の末日までとする。

第18回新株予約権

決議年月日	2017年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 9 当社従業員 51 子会社役員 8 子会社従業員 22
新株予約権の数(個)	4,430[4,410](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 443,000株[441,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,578(注)2
新株予約権の行使期間	2020年4月14日から 2021年4月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,579 資本組入額 1,290
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要するものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、注.2の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合は、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権者は、2017年12月期から2019年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業及び受託開発事業のセグメント利益の合計値（以下、「セグメント利益」という。）が下記（a）から（c）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）から（c）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。
- （a）セグメント利益が 450 百万円を超過した場合：行使可能割合 1/3
（b）セグメント利益が 550 百万円を超過した場合：行使可能割合 2/3
（c）セグメント利益が 600 百万円を超過した場合：行使可能割合 すべて
- ただし、2017年12月期から2019年12月期のいずれかの期のセグメント利益が200百万円以下になった場合には、すでに権利行使可能となっている分を除き、本新株予約権を行使することができない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
- 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、注. 1 に準じて決定する。
- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注. 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- （5）新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から定める行使期間の末日までとする。

第19回新株予約権

決議年月日	2018年6月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 4
新株予約権の数(個)	1,800(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 180,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,578(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年6月25日 至 2022年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,723(注)3 資本組入額 1,362
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、(注)2の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合は、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。なお、行使価額調整式の「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は、2019年12月期又は2020年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業のセグメント利益（以下、「セグメント利益」という。）が300万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、以後本新株予約権を行使することができない。
- (i) 当社又は当社の関係会社の役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合。ただし、任期満了による退任若しくは定年退職の場合、又はその他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (ii) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (iii) 当社若しくは当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社若しくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
 - (iv) 当社若しくは当社の関係会社の業務命令によらず、又は当社若しくは当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社又は当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (v) 当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれを生じさせた場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
 - (vi) 死亡した場合
 - (vii) 当社又は当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(注) 3 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注) 4 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

当社の普通株式に全部取得条項を付する定款変更、普通株式に付された全部取得条項に基づく全部取得若しくは普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る。）について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされた場合、又は当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定義するものを意味する。但し、同条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く。）を当社が承認した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注) 4 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

第20回新株予約権

決議年月日	2018年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 4 当社従業員 92 子会社役員 2 子会社従業員 13
新株予約権の数(個)	1,356[1,344](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(個)	普通株式 135,600[134,400](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,578(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年6月24日 至 2023年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,799(注)3 資本組入額 1,400
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、(注)2の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合は、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。なお、行使価額調整式の「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社取締役又は従業員、並びに当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)3に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

第21回新株予約権

決議年月日	2019年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 7 当社従業員 98 子会社従業員 11
新株予約権の数(個)	1,830[1,818](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 183,000[181,800](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,578(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年4月10日 至 2024年4月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,641(注)3 資本組入額 1,321
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、注2の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合には、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。なお、行使価額調整式の「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社取締役、執行役又は従業員、若しくは当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、注1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
注3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
注4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、注4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年10月20日 (注)	-	5,147,752	629,685	100,000	-	-

(注) 2014年9月12日開催の臨時株主総会における資本金の額の減少決議に基づき、その他資本剰余金に振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	8	17	4	4	2,595	2,629	-
所有株式数 (単元)	-	404	3,344	1,423	126	28	46,121	51,446	3,152
所有株式数の割合 (%)	-	0.79	6.50	2.77	0.25	0.05	89.65	100	-

(注) 1. 自己株式234,694株は、「個人その他」に2,346単元、「単元未満株式の状況」に94株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が26単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
上 田 祐 司	東京都千代田区	459,172	9.35
小 方 麻 貴	東京都品川区	148,600	3.02
小 高 奈皇光	東京都大田区	126,550	2.58
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番	117,600	2.39
SEホールディングス・アンド・ インキュベーションズ株式会社	東京都新宿区舟町5番	97,400	1.98
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	93,700	1.91
奥 村 勇 次	千葉県柏市	90,000	1.83
秋 成 和 子	大阪府大阪市北区	84,600	1.72
水 内 徹	東京都三鷹市	83,700	1.70
富 澤 義 雄	秋田県大館市	79,800	1.62
計	-	1,381,122	28.11

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 234,600	-	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,910,000	49,100	同上
単元未満株式	普通株式 3,152	-	-
発行済株式総数	5,147,752	-	-
総株主の議決権	-	49,100	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,600株(議決権26個)が含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ガイアックス	東京都千代田区 平河町二丁目5番3号	234,600	-	234,600	4.56
計	-	234,600	-	234,600	4.56

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	234,694	-	234,694	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、事業及び財務基盤を勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えとしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせて頂いております。今後も業績の向上を図り、株主への利益還元及び機動的な資本政策を実施できる体制作りを目指して参ります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。具体的には、経営のモニタリングのために、経営や業績に影響を及ぼす重要な事項について、取締役が発生の都度報告を受ける体制を築いております。

取締役は、社外取締役の構成比率を高めることにより、経営全般に対する監督機能を強化しております。また、社内の独立した組織として内部統制室を置いております。

経営監視機能に関しては、指名委員会等設置会社の特徴を生かして、取締役会が執行役を監督監査するとともに、監査委員会が内部統制室と連携して、当社に適した効率的な企業価値向上につながる内部統制システムを構築していきたいと考えております。

取締役の選任に関しては、社内取締役は主に業務への専門知識及び高度な経営判断能力等を重視し、社外取締役は、経営に対する豊富な経験や高度な職業的専門知識を有し、独立性と社会的公平性を保つことができること等を重視しています。

取締役及び執行役への報酬に関しては、当社の企業価値向上のために適した人材を確保するため、ストックオプション制度を導入しております。

会計監査人の監査報酬に関しては、当社の状況及び外部環境の変化を鑑みた上で、適正な報酬にしていきたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。また、社外取締役の構成比率を高めることにより、経営全般に対する監督機能をより強化しており、合わせて社内の独立した組織として内部統制室を置いております。

当社は、指名委員会等設置会社制度を採用しており取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各機関があります。取締役会は、社内取締役である上田祐司、社外取締役である速水浩二、藤田隆久、黒崎守峰、石川善樹の5名で構成されており、上田祐司が取締役会の議長を務め、取締役会規程に基づき会社の重要事項等を討議し、決定しております。定時取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催されております。

当社の取締役会は、ガイアックスグループ全員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、執行役の職務分掌を定め、各執行役が責任を持って担当する領域を明確にした上で、業務執行の決定権限を執行役に委譲しております。執行役は2名により構成されており、各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努めております。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の執行役の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該執行役と協議の上、グループにとって最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄または担当する上位の執行役、もしくは取締役会の決定を仰いでおります。

監査委員会は社外取締役の藤田隆久が委員長を務め、構成委員として社外取締役の黒崎守峰、石川善樹の計3名により構成されております。委員会は原則として四半期に1回開催し、内部統制室との密接な連携のもとに執行役及び取締役の職務執行の監督等を行っております。

指名委員会は社外取締役の黒崎守峰が委員長を務め、構成委員として社外取締役の速水浩二及び取締役の上田祐司の計3名によって構成され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の決定を行っております。

報酬委員会は社外取締役の速水浩二が委員長を務め、構成委員として社外取締役の藤田隆久及び石川善樹の計3名によって構成されており、取締役及び執行役の報酬に関する議案の決定を行っております。また、執行役の意思決定機関として執行役会を設置し、定期的を開催することにより効率的な事業運営を行っております。

当社が指名委員会等設置会社を採用している理由は、一つには、経営の監督機能と業務執行とが分離され、執行役に業務執行の権限を大幅に委譲することで、より迅速な意思決定、機動的な業務執行の実現を可能とするためと、二つ目には、社外取締役を過半数とした各委員会を設置することにより、経営に対する監督機能の強化と経営の透明性を向上させるためであります。

企業統治に関するその他の事項

当社は、内部統制システムを適切に構築し、運用することにより、業務執行の公正性及び効率性を確保することが重要な経営課題であるとの認識から、当社の業務の適正を確保するために、以下のとおり取締役会で決定し実践しております。

イ．監査委員会の職務の執行のために必要な事項

a 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会は、その職務執行を補佐するため、内部統制室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、この者は、監査委員の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うと共に、必要に応じて監査委員会を補佐して実査・往査を行う。

なお、監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、執行役等の指揮命令を受けないものとする。

b 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役及び使用人は、監査委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びコンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する。また、執行役及び使用人は取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

c その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会の過半数は独立社外取締役とし、対外透明性を担保する。また、監査委員会は、代表執行役、内部統制室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

ロ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

a 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当執行役を任命し、当該執行役を内部統制室長として、内部統制室内のコンプライアンス責任者と協同して、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。これらの活動は定期的に取締役会、執行役会及び監査委員会に報告するものとする。

b 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、執行役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程を改定する場合には、執行役会の稟議決裁を得るものとする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、品質、情報セキュリティ、環境、災害等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、事業の継続を確保するための体制の整備を行うものとし、コンプライアンス担当執行役は、コンプライアンス、内部監査、その他関連部門による活動を通じて、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進する。

d 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ガイアックスグループ全員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、当社の取締役会は、執行役の職務分掌を定め、各執行役が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を執行役に委譲している。各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努める。業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の執行役の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該執行役と協議のうえ、グループにとって最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄または担当する上位の執行役、若しくは執行役会の決定を仰ぐ。

執行役会は定期的に職務執行の効率性のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

代表執行役及びその他の執行役に委任された事項については、組織規程、業務分掌規程に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

e 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を監査委員会及び代表執行役に報告すると共に、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。グループ各社の会社間取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切に実施する。また、執行役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これらの結果は定期的に取締役会に報告されることとする。

責任限定契約の内容の概要

当社定款において会社法第425条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である速水浩二、藤田隆久、黒崎守峰、石川善樹と当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。また、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

取締役・執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）、執行役（執行役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件を変更した内容

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

(1) 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 代表執行役	上田 祐司	1974年9月12日生	1999年3月 有限会社ガイアックス(現当社)設立、代表取締役就任 1999年5月 株式会社ガイアックスに組織変更、代表取締役就任 2006年8月 当社取締役就任(現任) 代表執行役社長就任(現任) 2011年3月 指名委員会(現任) 2012年1月 AppBank株式会社社外取締役就任 2014年5月 株式会社東京個別指導学院社外取締役就任 2016年1月 シェアリングエコノミー協会代表理事就任(現任)	(注2)	459,172
取締役	速水 浩二	1967年1月9日生	1989年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 1993年12月 株式会社翔泳社(現SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社)入社 1995年6月 同社代表取締役社長就任(現任) 2000年3月 当社社外取締役就任(現任) 2010年3月 指名委員会、報酬委員会(現任)	(注2)	10,790
取締役	藤田 隆久	1973年2月22日生	2006年4月 エキスパート・リンク株式会社代表取締役就任(現任) 2007年3月 当社社外取締役就任(現任) 2010年3月 報酬委員会、監査委員会(現任) 2017年9月 株式会社M&Aの窓口代表取締役会長(現任)	(注2)	6,090
取締役	黒崎 守峰	1956年10月9日生	1999年11月 株式会社アイティーファーム設立代表取締役社長就任(現任) 2015年3月 当社社外取締役就任(現任) 指名委員会、監査委員会(現任)	(注2)	-
取締役	石川 善樹	1981年2月27日生	2004年3月 有限会社日本ヘルスサイエンスセンター取締役就任(現任) 2008年11月 株式会社キャンサーズキャン創業取締役就任(現任) 2014年9月 株式会社Cumpus for H創業、取締役就任(現任) 2019年3月 当社社外取締役就任(現任) 報酬委員会、監査委員会就任(現任)	(注2)	-
計					476,052

(注) 1. 速水浩二、藤田隆久、黒崎守峰、石川善樹は、社外取締役であります。

2. 取締役の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時から2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 当社は、指名委員会等設置会社であり各委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会 委員長 黒崎 守峰、委員 速水 浩二、上田 祐司

報酬委員会 委員長 速水 浩二、委員 藤田 隆久、石川 善樹

監査委員会 委員長 藤田 隆久、委員 黒崎 守峰、石川 善樹

(2) 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 最高経営責任者	上 田 祐 司	1974年9月12日生	(1) 取締役の状況参照	1年	459,172
執行役 管理本部長	野 澤 直 人	1971年9月17日生	1995年4月 株式会社ベンチャーリンク入社 2001年4月 株式会社ラストリゾート入社 2010年2月 株式会社ベンチャー広報設立、代表 取締役就任 2014年3月 当社入社 執行役就任(現任)	1年	1,000
計					460,172

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。各社外取締役は、会社経営等に関する豊富な知識と幅広い経験を有しており当社業務に対し独立した立場から、適切な監督機能を果たしております。

なお、当社は、社外取締役を選任するにあたり、独立性に関する基準または方針は特に設けておりませんが、選任にあたっては、会社法に定める社外性の要件を満たすというだけでなく、証券取引所の独立役員の基準等を参考にしております。

取締役の速水浩二は、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の代表取締役社長を務めております。同社は、当社の議決権の1.98%を保有する大株主であります。重要な営業取引や特別な利害関係はありません。

取締役の藤田隆久、黒崎守峰、石川善樹との間には、重要な営業取引や特別な利害関係はありません。また、各社外取締役が所有する当社の株式の数は、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の内部監査及び監査委員会監査の組織と連携につきましては、監査委員会と内部監査室及び会計監査人は、定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

当社における監査委員会は社外取締役3名から構成されており、原則として四半期に1回開催し、内部統制室との密接な連携のもとに執行役および取締役の職務執行の監督を行っております。

監査委員会はその職務執行を補佐するため、内部統制室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができ、この者は監査委員の指示のもと、関連部門と連携して監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行っております。なお、監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、執行役の指揮命令を受けないものとなっております。

内部監査の状況

当社は、監査組織として内部統制室を設置し、社内規程に準拠した業務の実施状況の検査および改善指導を行っております。内部統制室は2名によって構成され、統制の有効性および実際の業務執行状況につきましては、内部統制室が監査計画に基づいて監査・調査を実施しており、監査の結果は監査委員会に報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき改善事項の指摘・指導を行う一方、監査後は改善の進捗状況を定期的に報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。また、監督機能を高めるため、随時監査委員会及び会計監査人と監査状況について連絡・協議を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

UHY東京監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

鹿目 達也

片岡 嘉徳

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士試験合格者等2名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の適正な職務遂行が行われる体制、職業的専門家としての知見、公正不偏の態度及び独立の立場の保持、当社グループの事業分野への理解度や監査報酬の水準が合理的であるかなどの観点を総合的に判断し選定しております。

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

e. 監査委員会による監査法人の評価

当社の監査委員会は、監査法人に対する評価を、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準を考慮し、総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	12,600	-	12,600	-
連結子会社	500	-	500	-
計	13,100	-	13,100	-

b. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

特段方針は設けておりませんが、監査報酬等を勘案し、監査が適切かつ効率的に行われるための適正な報酬額であることを確認した上で決定しております。

d. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を下記のとおり定めており、当該方針の決定権限を有する者は社外取締役が過半数となる報酬委員会であります。報酬委員会は、当該方針に基づき、取締役及び執行役の個人別の報酬額につき、審議・決定しております。

a. 取締役報酬に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬及びストックオプションから構成されています。報酬額は、当社の業績状況、各取締役の職務の内容に応じて相当と思われる金額としております。

b. 執行役報酬に関する方針

執行役の報酬は、基本報酬及びストックオプションから構成されています。報酬額は、各執行役の役割と責任、また事業年度ごとの業績結果・貢献度等を勘案し、相当と思われる金額としております。

c. 当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容

当事業年度内に報酬委員会を2回開催し、取締役及び執行役が受ける個人別の基本報酬及びストックオプションについて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	5,652	5,000	652	1
社外役員	15,490	14,400	1,090	5
執行役	22,904	21,600	1,304	3

(注) 上記には、2019年3月28日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名、執行役1名を含んでおります。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
使用人給与がないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である株式(政策投資株式)に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	33	137,131	25	110,712
非上場株式以外の株式	1	269,280	1	280,480

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	105,755	(注)
非上場株式以外の株式	-	-	40,939

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)及び事業年度(2019年1月1日から2019年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容および変更等について、当社への影響を適切に把握し対応するため、専門的情報を有する団体の主催する研修・セミナーに参加する等積極的な情報収集に努め、財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,181,106	854,943
受取手形及び売掛金	195,785	204,308
営業投資有価証券	368,521	383,618
その他	136,021	103,388
貸倒引当金	4,994	4,983
流動資産合計	1,876,440	1,541,274
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	34,839	20,968
減価償却累計額	20,680	7,807
建物及び構築物(純額)	14,159	13,160
工具、器具及び備品	75,523	83,214
減価償却累計額	64,800	69,143
工具、器具及び備品(純額)	10,723	14,070
有形固定資産合計	24,882	27,231
無形固定資産		
ソフトウェア	1,826	1,339
のれん	586	-
無形固定資産合計	2,412	1,339
投資その他の資産		
投資有価証券	2,000	2,000
敷金及び保証金	55,380	36,593
長期貸付金	47,888	49,003
その他	10,137	6,591
貸倒引当金	53,491	44,598
投資その他の資産合計	61,914	49,589
固定資産合計	89,208	78,160
資産合計	1,965,649	1,619,435

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	40,072	44,758
1年内返済予定の長期借入金	57,576	69,236
未払費用	88,647	91,405
預り金	15,696	19,895
未払法人税等	50,962	48,737
その他	179,258	139,531
流動負債合計	432,212	413,564
固定負債		
長期借入金	179,739	138,430
繰延税金負債	94,137	59,105
その他	1,958	-
固定負債合計	275,834	197,535
負債合計	708,047	611,100
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,808,240	1,808,240
利益剰余金	781,213	1,074,060
自己株式	68,367	68,367
株主資本合計	1,058,659	765,812
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	186,200	210,032
為替換算調整勘定	2,025	-
その他の包括利益累計額合計	184,174	210,032
新株予約権	14,767	32,490
純資産合計	1,257,601	1,008,334
負債純資産合計	1,965,649	1,619,435

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	2,663,469	2,015,118
売上原価	1 1,112,039	1 878,442
売上総利益	1,551,430	1,136,676
販売費及び一般管理費	2 1,363,839	2 1,439,785
営業利益又は営業損失()	187,591	303,109
営業外収益		
受取利息	1,429	2,296
助成金収入	3,040	3,313
為替差益	18,864	-
受取保険金	-	6,350
その他	4,113	2,610
営業外収益合計	27,447	14,569
営業外費用		
支払利息	2,342	2,199
貸倒引当金繰入額	20,500	1,543
為替差損	-	2,943
その他	329	1,324
営業外費用合計	23,172	4,922
経常利益又は経常損失()	191,866	293,462
特別利益		
新株予約権戻入益	241	66
固定資産売却益	-	3 4,720
子会社株式売却益	79,926	-
特別利益合計	80,167	4,786
特別損失		
固定資産売却損	4 1,558	-
特別損失合計	1,558	-
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	270,475	288,676
法人税、住民税及び事業税	26,210	4,171
法人税等還付税額	125,079	-
法人税等合計	98,869	4,171
当期純利益又は当期純損失()	369,345	292,847
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	369,345	292,847

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	369,345	292,847
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	81,599	23,831
為替換算調整勘定	14,000	2,025
その他の包括利益合計	1 95,599	1 25,857
包括利益	273,745	266,989
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	273,745	266,989
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,714,535	1,150,559	109,628	554,347
当期変動額					
自己株式の取得				45	45
自己株式の処分		93,705		41,306	135,011
親会社株主に帰属する 当期純利益			369,345		369,345
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	93,705	369,345	41,260	504,311
当期末残高	100,000	1,808,240	781,213	68,367	1,058,659

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	267,799	13,578	281,378	11,847	8,038	855,612
当期変動額						
自己株式の取得						45
自己株式の処分						135,011
親会社株主に帰属する 当期純利益						369,345
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	81,599	15,604	97,203	2,919	8,038	102,322
当期変動額合計	81,599	15,604	97,203	2,919	8,038	401,987
当期末残高	186,200	2,025	184,174	14,767	-	1,257,601

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,808,240	781,213	68,367	1,058,659
当期変動額					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
親会社株主に帰属する 当期純損失()			292,847		292,847
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	292,847	-	292,847
当期末残高	100,000	1,808,240	1,074,060	68,367	765,812

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	186,200	2,025	184,174	14,767	-	1,257,601
当期変動額						
自己株式の取得						-
自己株式の処分						-
親会社株主に帰属する 当期純損失()						292,847
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	23,831	2,025	25,857	17,722	-	43,580
当期変動額合計	23,831	2,025	25,857	17,722	-	249,266
当期末残高	210,032	-	210,032	32,490	-	1,008,334

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	270,475	288,676
減価償却費	10,299	8,631
のれん償却額	3,517	586
株式報酬費用	8,530	17,788
貸倒損失	-	919
貸倒引当金の増減額(は減少)	15,421	1,690
受取利息及び受取配当金	1,429	2,296
支払利息	2,342	2,199
受取保険金	-	6,350
新株予約権戻入益	241	66
為替差損益(は益)	22,685	1,969
固定資産売却損益(は益)	1,558	4,720
子会社株式売却損益(は益)	79,926	-
売上債権の増減額(は増加)	61,498	8,705
たな卸資産の増減額(は増加)	4,125	4,335
営業投資有価証券の増減額(は増加)	132,576	22,808
仕入債務の増減額(は減少)	54,089	4,686
未払金の増減額(は減少)	20,882	5,638
前受金の増減額(は減少)	12,216	3,527
預り金の増減額(は減少)	2,366	2,241
未払消費税等の増減額(は減少)	38,203	37,832
その他	16,830	284
小計	381,009	331,616
利息及び配当金の受取額	1,421	2,241
利息の支払額	2,329	2,229
保険金の受取額	-	6,350
法人税等の支払額	68,627	7,414
法人税等の還付額	78,878	62,881
営業活動によるキャッシュ・フロー	390,352	269,788

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	2 183,799	-
定期預金の預入による支出	50,000	50,000
定期預金の払戻による収入	50,000	50,000
有形固定資産の売却による収入	100	6,500
有形固定資産の取得による支出	7,921	11,274
無形固定資産の取得による支出	988	-
貸付けによる支出	43,764	190,470
貸付金の回収による収入	18,817	154,826
敷金及び保証金の回収による収入	63	13,737
投資有価証券の取得による支出	2,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	219,492	26,680
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	50,000
長期借入金の返済による支出	57,576	79,649
自己株式の取得による支出	45	-
新株予約権の発行による収入	2,160	-
ストックオプションの行使による収入	133,437	-
その他	5,955	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,021	29,649
現金及び現金同等物に係る換算差額	247	44
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	242,633	326,162
現金及び現金同等物の期首残高	888,472	1,131,106
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,131,106	1 804,943

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数.....8社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

第2 四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であったXStartup Singapore Pte.Ltd.は、当社の連結子会社であるGaiaX Global Marketing & Ventures Pte.Ltd.を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社等の名称

会社の名称.....アディッシュ株式会社、他

子会社としなかった理由

企業会計基準適用指針第22号第16項の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社等の名称

会社の名称.....株式会社TRUSTDOCK、他

関連会社としなかった理由

企業会計基準適用指針第22号第24項の要件を満たしており、当該会社等に重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり連結決算日と一致しております。連結財務諸表の作成にあたっては同決算日現在の財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

有価証券

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・・・・・・・・ 8～15年

工具器具及び備品・・・ 4～15年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアにおいては、社内における利用可能期間（最長5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積り、5年以内の当該期間において均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結損益計算書関係)

1. 売上原価には次の費目が含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業投資有価証券評価損	129,455千円	88,775千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
給与及び手当	614,442千円	643,385千円
業務委託費	150,760千円	144,366千円
貸倒引当金繰入額	5,079千円	147千円

3. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
建物及び構築物	- 千円	4,720千円

4. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
建物及び構築物	1,558千円	- 千円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	112,668千円	11,200千円
組替調整額	235,521千円	- 千円
税効果調整前	122,853千円	11,200千円
税効果額	41,254千円	35,031千円
その他有価証券評価差額金	81,599千円	23,831千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	21,299千円	- 千円
組替調整額	7,299千円	2,025千円
為替換算調整勘定	14,000千円	2,025千円
その他の包括利益合計	95,599千円	25,857千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,147,752	-	-	5,147,752

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	376,441	53	141,800	234,694

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 53株
ストックオプションの行使による処分 141,800株

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年第16回新株予約権 (注)1	普通株式	678,300	-	678,300	-	-
	2016年第17回有償ストックオプションとしての新株予約権 (注)2	-	-	-	-	-	3,624
	2017年第18回有償ストックオプションとしての新株予約権 (注)2	-	-	-	-	-	453
	2018年第19回有償ストックオプションとしての新株予約権 (注)2	-	-	-	-	-	2,160
	2018年第20回ストックオプションとしての新株予約権 (注)2	-	-	-	-	-	8,530
合計		-	678,300	-	678,300	-	14,767

(注) 1. 2015年第16回新株予約権の当連結会計年度の減少のうち141,800株は行使によるものであり、536,500株は消却によるものであります。

2. 権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	5,147,752	-	-	5,147,752

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	234,694	-	-	234,694

3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2016年第17回有償ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,568
	2017年第18回有償ストックオプションとしての新株予約権 （注）	-	-	-	-	-	443
	2018年第19回有償ストックオプションとしての新株予約権 （注）	-	-	-	-	-	2,160
	2018年第20回ストックオプションとしての新株予約権 （注）	-	-	-	-	-	21,244
	2019年第21回ストックオプションとしての新株予約権 （注）	-	-	-	-	-	5,074
合計		-	-	-	-	-	32,490

（注） 権利行使期間の初日が到来しておりません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	1,181,106千円	854,943千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	50,000千円	50,000千円
現金及び現金同等物	1,131,106千円	804,943千円

2. 連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(1) 株式の売却によりアディッシュ株式会社、その子会社であるアディッシュプラス株式会社及びadish International Corporationが連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに当該子会社株式の売却価額と連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出は次のとおりであります。

流動資産	489,456 千円
固定資産	154,991
流動負債	420,893
固定負債	208,636
株式売却後の投資勘定	26,821
非支配株主持分	8,038
為替換算調整勘定	342
子会社株式売却益	79,599
株式の売却額	60,000
現金及び現金同等物	239,620
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による支出	179,620

(2) 株式の売却により株式会社デジタルアイデンティティ(2018年4月3日付で株式会社TRUSTDOCKに社名変更)が連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに当該子会社株式の売却価額と連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出は次のとおりであります。

流動資産	5,761 千円
流動負債	5,557
株式売却後の投資勘定	35
子会社株式売却益	326
株式の売却額	495
現金及び現金同等物	4,674
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による支出	4,179

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備投資資金及び事業投資資金を主に金融機関からの借入により調達しており、一時的な余資は、定期預金等の安全性の高い金融資産で運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産の主なものには、現金及び預金、受取手形及び売掛金、営業投資有価証券、長期貸付金があります。預金については、普通預金及び定期預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は、信用度の高い銀行であります。営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券はインキュベーション目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。長期貸付金については、主に投資先に対する債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものには、支払手形及び買掛金、短期借入金、長期借入金、未払費用、未払法人税等があります。買掛金及び未払費用については、ほとんどが2か月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金、設備投資資金及び事業投資資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、取引先ごとの期日管理及び残高の管理を行うとともに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて同様の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市場リスクの管理を行っております。

資金調達にかかる流動性リスクの管理

当社は、社内規程に従い、資金管理担当者が常に資金繰りの状況を把握し、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。

前連結会計年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,181,106	1,181,106	-
(2) 受取手形及び売掛金	195,785	195,785	-
(3) 営業投資有価証券	280,480	280,480	-
(4) 長期貸付金	47,888		
貸倒引当金	40,000		
	7,888	7,863	24
資産計	1,705,260	1,705,235	24
(1) 支払手形及び買掛金	40,072	40,072	-
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	237,315	238,283	968
(3) 未払費用	88,647	88,647	-
(4) 未払法人税等	50,962	50,962	-
負債計	416,996	417,965	968

当連結会計年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	854,943	854,943	-
(2) 受取手形及び売掛金	204,308	204,308	-
(3) 営業投資有価証券	269,280	269,280	-
(4) 長期貸付金	49,003		
貸倒引当金	38,000		
	11,003	10,922	80
資産計	1,339,535	1,339,454	80
(1) 支払手形及び買掛金	44,758	44,758	-
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	207,666	205,201	2,464
(3) 未払費用	91,405	91,405	-
(4) 未払法人税等	48,737	48,737	-
負債計	392,567	390,103	2,464

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらは、元利金の合計を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒れが懸念される債権については、回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2018年12月31日	2019年12月31日
非上場株式 (1)	90,041	116,338
敷金及び保証金 (2)	55,380	36,593

(1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(2) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2018年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超
長期貸付金	26,860	20,907	121	-	-
合計	26,860	20,907	121	-	-

(注) 1年内回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めております。

当連結会計年度 (2019年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超
長期貸付金	19,003	20,000	10,000	-	-
合計	19,003	20,000	10,000	-	-

(注) 1年内回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めております。

(注) 4 . 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2018年12月31日)

(単位: 千円)

区分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超
長期借入金	57,576	57,576	52,576	46,305	23,282
合計	57,576	57,576	52,576	46,305	23,282

当連結会計年度 (2019年12月31日)

(単位: 千円)

区分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内	4年超
長期借入金	69,236	64,236	50,912	23,282	-
合計	69,236	64,236	50,912	23,282	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

前連結会計年度(自2018年1月1日 至2018年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	280,480	142	280,338
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
合計		280,480	142	280,338

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額90,041千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	269,280	142	269,138
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
合計		269,280	142	269,138

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額116,338千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2018年1月1日 至2018年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	729,650	619,291	-
合計	729,650	619,291	-

当連結会計年度(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	112,168	111,804	6,049
合計	112,168	111,804	6,049

3. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度において、従来子会社株式として保有していたアディッシュ株式会社の株式を、営業投資有価証券(連結貸借対照表計上額26,821千円)に変更しております。これは、当該株式の当社持分の一部売却及び当該第三者割当の引受人及びアディッシュ株式会社代表取締役 江戸浩樹氏との間で、当社のアディッシュ株式会社の株式の保有目的を純投資とする旨の株主間契約を締結することにより、アディッシュ株式会社に対し財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが出来なくなったため、残存分についてその保有目的を見直したことによるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券について129,455千円の減損処理を行っております。当連結会計年度において、その他有価証券について88,775千円の減損処理を行っております。なお、その他有価証券で時価のないものについては、回復可能性があると思われる場合を除き、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
販売費及び一般管理費	8,530千円	17,788千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
新株予約権戻入益	241千円	66千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容
(株式会社ガイアックス)

	2016年12月期 第17回新株予約権	2017年12月期 第18回新株予約権	2018年12月期 第19回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社役員 9名 当社従業員 47名 子会社役員 5名 子会社従業員 12名	当社役員 9名 当社従業員 51名 子会社役員 8名 子会社従業員 22名	当社役員 4名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 500,000株	普通株式 500,000株	普通株式 180,000株
付与日	2016年4月14日	2017年4月14日	2018年6月25日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間			
権利行使期間	自 2019年4月14日 至 2020年4月13日	自 2020年4月14日 至 2021年4月13日	自 2020年6月25日 至 2022年12月24日

	2018年12月期 第20回新株予約権	2019年12月期 第21回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社役員 4名 当社従業員 92名 子会社役員 2名 子会社従業員 13名	当社役員 7名 当社従業員 98名 子会社従業員 11名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 152,400株	普通株式 190,200株
付与日	2018年6月25日	2019年4月9日
権利確定条件	(注) 5	(注) 6
対象勤務期間		
権利行使期間	自 2020年6月24日 至 2023年6月24日	自 2021年4月10日 至 2024年4月9日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権者は、2016年12月期から2018年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業及び受託開発事業のセグメント利益の合計値(以下、「セグメント利益」という。)が下記(a)から(c)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)から(c)に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。

(a) セグメント利益が 450 百万円を超過した場合: 行使可能割合 1/3

(b) セグメント利益が 550 百万円を超過した場合: 行使可能割合 2/3

(C) セグメント利益が 600 百万円を超過した場合：行使可能割合 すべて
ただし、2016年12月期から2018年12月期のいずれかの期のセグメント利益が200百万円以下になった場合には、すでに権利行使可能となっている分を除き、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

3. 新株予約権者は、2017年12月期から2019年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業及び受託開発事業のセグメント利益の合計値（以下、「セグメント利益」という。）が下記（a）から（c）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）から（c）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。

(a) セグメント利益が 450 百万円を超過した場合：行使可能割合 1/3

(b) セグメント利益が 550 百万円を超過した場合：行使可能割合 2/3

(c) セグメント利益が 600 百万円を超過した場合：行使可能割合 すべて

ただし、2017年12月期から2019年12月期のいずれかの期のセグメント利益が200百万円以下になった場合には、すでに権利行使可能となっている分を除き、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

4. 新株予約権者は、2019年12月期又は2020年12月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載された報告セグメントにおける、ソーシャルメディアサービス事業のセグメント利益（以下、「セグメント利益」という。）が300百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、連結財務諸表における事業セグメントの変更等により、上記セグメント利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合には、当該利益と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて合理的に定めるものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、以後本新株予約権を行使することができない。

- (i) 当社又は当社の関係会社の役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合。ただし、任期満了による退任若しくは定年退職の場合、又はその他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (ii) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (iii) 当社若しくは当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、又は、社会や当社若しくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
- (iv) 当社若しくは当社の関係会社の業務命令によらず、又は当社若しくは当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社又は当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
- (v) 当社又は当社の関係会社に対して損害又はそのおそれを生じさせた場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
- (vi) 死亡した場合
- (vii) 当社又は当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

5. 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社取締役又は従業員、並びに当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

6. 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社取締役、執行役又は従業員、若しくは当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると会社法第348条に定める業務の決定の方法に基づく決定により当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

各本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

(株式会社Tadaku)

	2015年12月期 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び数	2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 2,000株
付与日	2015年12月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	
権利行使期間	自 2018年1月1日 至 2026年1月1日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(株式会社ガイアックス)

a スtock・オプションの数

	2016年12月期 第17回新株予約権	2017年12月期 第18回新株予約権	2018年12月期 第19回新株予約権
付与日	2016年4月14日	2017年4月14日	2018年6月25日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	453,000	453,000	180,000
付与	-	-	-
失効	5,000	10,000	-
権利確定	448,000	-	-
未確定残	-	443,000	180,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	448,000	-	-
権利行使	-	-	-
失効	2,000	-	-
未行使残	446,000	-	-

	2018年12月期 第20回新株予約権	2019年12月期 第21回新株予約権
付与日	2018年6月25日	2019年4月9日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	148,800	-
付与	-	190,200
失効	13,200	7,200
権利確定	-	-
未確定残	135,600	183,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

b 単価情報

	2016年12月期 第17回新株予約権	2017年12月期 第18回新株予約権	2018年12月期 第19回新株予約権
付与日	2016年4月14日	2017年4月14日	2018年6月25日
権利行使価格 (円)	2,578	2,578	2,578
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	800	100	1,200

	2018年12月期 第20回新株予約権	2019年12月期 第21回新株予約権
付与日	2018年6月25日	2019年4月9日
権利行使価格 (円)	2,578	2,578
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	22,100	6,300

(株式会社Tadaku)

a スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
付与日	2015年12月17日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	2,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	2,000

b 単価情報

	第1回新株予約権
付与日	2015年12月17日
権利行使価格 (円)	350
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において当社が付与した第21回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ

主な基礎数値及び見積方法

	2019年12月期第21回ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	54.3%
予想配当利回り (注) 2	0%
無リスク利子率 (注) 3	0.211%

(注) 1. 満期までの期間(3.5年間)に応じた直近の期間の株価変動率により算定しております。

2. 直近の配当実績によっております。

3. 満期までの期間に対応した国債の流通利回りを基準としております。

5. ストックオプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第17回新株予約権及び第18回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	264,298千円	333,762千円
貸倒損失	7,904千円	8,177千円
貸倒引当金	18,400千円	16,376千円
一括償却資産	1,002千円	488千円
有価証券評価損	8,395千円	8,395千円
投資有価証券評価損	174,063千円	153,458千円
減価償却超過額	241千円	- 千円
減損損失	32,044千円	24,279千円
その他	3,144千円	2,383千円
繰延税金資産小計	509,495千円	547,321千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	- 千円	333,762千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 千円	213,559千円
評価性引当額小計 (注) 1	509,495千円	547,321千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	94,137千円	59,105千円
繰延税金負債合計	94,137千円	59,105千円
繰延税金負債純額	94,137千円	59,105千円

(注) 1. 評価性引当額が37,826千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当連結会計年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 ()	-	-	969	229	34,028	298,535	333,762
評価性引当額	-	-	969	229	34,028	298,535	333,762
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
法定実効税率 (調整)	33.8%	- %
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.01%	- %
評価性引当額	24.78%	- %
連結修正による影響	17.11%	- %
在外子会社の税率差異	6.62%	- %
法人税等還付税額	33.87%	- %
その他	4.44%	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.77%	- %

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることが不可能であるため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ソーシャルコミュニティサービスの企画、開発及び運営を主たる業務としております。従って、サービスの種類・性質、販売市場の類似性等を基礎としたセグメントから構成されており、「ソーシャルメディアサービス事業」及び「インキュベーション事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ソーシャルメディアサービス事業」は、SNS、ブログ、ソーシャルメディア活用支援、WEBマーケティング支援、デジタルコンテンツサービスなどの企画、開発、運営を行っております。「インキュベーション事業」は、グループ内及びグループ外企業への投資育成支援を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの損益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	ソーシャル メディアサー ビス事業	インキュベ ーション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,569,672	1,093,797	2,663,469	-	2,663,469
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,140	14,083	20,223	20,223	-
計	1,575,812	1,107,880	2,683,693	20,223	2,663,469
セグメント利益又は損失()	454,564	15,397	439,166	251,575	187,591
セグメント資産	278,457	628,434	906,892	1,058,756	1,965,649
その他の項目					
減価償却費	9,084	639	9,724	574	10,299
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,887	3,941	6,829	2,080	8,909

(注) 1. (1) セグメント利益又は損失()の調整額 251,575千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額1,058,756千円には、セグメント間債権債務消去 565,840千円、各報告セグメントに帰属しない全社資産1,624,596千円が含まれております。全社資産は、主に当社での余資運用資金(現金及び預金)及び管理部門に係る資産であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額 (注2)
	ソーシャル メディアサー ビス事業	インキューバ ション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,482,589	532,529	2,015,118	-	2,015,118
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	15,856	15,856	15,856	-
計	1,482,589	548,386	2,030,975	15,856	2,015,118
セグメント利益又は損失（ ）	344,395	368,343	23,947	279,161	303,109
セグメント資産	266,167	608,877	875,044	744,390	1,619,435
その他の項目					
減価償却費	7,547	504	8,052	578	8,631
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,229	3,648	8,877	2,396	11,274

(注) 1. (1) セグメント利益又は損失（ ）の調整額 279,161千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額744,390千円には、セグメント間債権債務消去 40,126千円、各報告セグメントに帰属しない全社資産784,516千円が含まれております。全社資産は、主に当社での余資運用資金（現金及び預金）及び管理部門に係る資産であります。

2. セグメント利益又は損失（ ）は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	ソーシャルメディアサービス事業	インキュベーション事業	計			
当期償却額	3,517	-	3,517	-	-	3,517
当期末残高	586	-	586	-	-	586

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	ソーシャルメディアサービス事業	インキュベーション事業	計			
当期償却額	586	-	586	-	-	586
当期末残高	-	-	-	-	-	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	上田祐司			一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 (代表理事)	被所有 直接 9.76	当社代表執 行役			長期貸付金 (注) 1	40,000
							業務支援 売上 (注) 2	30,273	売掛金 (注) 2	10,912

(注) 1. 長期貸付金については、貸倒懸念債権に区分し、貸倒引当金40,000千円を計上しており、当連結会計年度において貸倒引当金繰入額を20,000千円計上しております。

2. 取引価格については、当社サービスの市場価格・総原価から算定した価格を検討の上、決定しております。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	上田祐司			一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 (代表理事)	被所有 直接 9.35	当社代表執 行役	貸付金の 回収	2,000	長期貸付金 (注) 1	38,000
							業務支援 売上 (注) 2	23,069	売掛金 (注) 2	4,220

(注) 1. 長期貸付金については、貸倒懸念債権に区分し、貸倒引当金38,000千円を計上しており、当連結会計年度において貸倒引当金繰入額を 2,000千円計上しております。

2. 取引価格については、当社サービスの市場価格・総原価から算定した価格を検討の上、決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額 252.97円	1株当たり純資産額 198.62円
1株当たり当期純利益 76.34円	1株当たり当期純損失() 59.61円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 -円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	369,345	292,847
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	369,345	292,847
普通株式の期中平均株式数(株)	4,838,185	4,913,058
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数12,348個)	新株予約権5種類 (新株予約権の数13,876個)

(重要な後発事象)

当社の出資先であるアディッシュ株式会社が、2020年3月26日に東京証券取引所マザーズへ上場いたしました。これに伴い、同社普通株式の売出しに売出人の1社として参加し、同社株式の一部(50,000株)を売却いたしました。

これにより、連結損益計算書上、売上高56百万円、営業利益55百万円が2020年12月期第1四半期連結会計期間に計上されることとなります。また、売却後の保有株式数(641,300株)及び公開価格(1,230円)によった場合、連結貸借対照表上、営業投資有価証券が770百万円増加し、税効果の影響を加味し、その他有価証券評価差額金511百万円、繰延税金負債258百万円がそれぞれ増加いたします。

なお、株価変動により、連結財務諸表への影響額は変動いたします。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	57,576	69,236	0.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	179,739	138,430	1.0	2021年～2023年
合計	237,315	207,666	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	64,236	50,912	23,282	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	478,536	912,071	1,385,781	2,015,118
税金等調整前四半期(当期)純損失 (千円)	73,403	186,585	251,483	288,676
親会社株主に帰属する四半期(当 期)純損失(千円)	74,256	189,450	255,577	292,847
1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	15.11	38.56	52.02	59.61

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失(円)	15.11	23.45	13.46	7.59

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,029,331	703,666
受取手形	4,245	10,442
売掛金	1,359,929	1,216,447
営業投資有価証券	391,192	406,411
前払費用	25,989	29,200
短期貸付金	28,955	60,000
未収入金	5,637	747
その他	1,50,015	1,4,531
貸倒引当金	7,128	4,957
流動資産合計	1,888,169	1,426,490
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	14,159	13,160
工具、器具及び備品	10,723	14,070
有形固定資産合計	24,882	27,231
無形固定資産		
ソフトウェア	1,333	998
無形固定資産合計	1,333	998
投資その他の資産		
関係会社株式	552,142	559,661
長期貸付金	46,040	49,003
関係会社長期貸付金	365,567	386,200
破産更生債権等	3,730	3,914
関係会社長期未収入金	-	114,129
関係会社長期立替金	-	56,381
敷金及び保証金	55,380	36,593
その他	50	10
貸倒引当金	401,804	571,584
投資その他の資産合計	621,106	634,310
固定資産合計	647,322	662,539
資産合計	2,535,491	2,089,029

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 36,462	1 41,896
1年内返済予定の長期借入金	52,572	69,236
未払金	1 53,841	1 46,874
未払費用	73,688	73,219
未払法人税等	2,964	1,145
前受金	29,934	26,878
預り金	7,516	8,892
その他	1 62,797	1 4,777
流動負債合計	319,778	272,921
固定負債		
長期借入金	165,998	138,430
関係会社長期借入金	380,000	380,000
関係会社長期未払金	1,422,164	841,207
その他	1,958	-
固定負債合計	1,970,120	1,359,637
負債合計	2,289,898	1,632,558
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,630,978	1,630,978
資本剰余金合計	1,630,978	1,630,978
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,402,045	1,197,690
利益剰余金合計	1,402,045	1,197,690
自己株式	68,367	68,367
株主資本合計	260,564	464,920
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	29,739	40,939
評価・換算差額等合計	29,739	40,939
新株予約権	14,767	32,490
純資産合計	245,593	456,471
負債純資産合計	2,535,491	2,089,029

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	1 2,271,668	1 1,775,421
売上原価	1 970,499	1 796,932
売上総利益	1,301,168	978,488
販売費及び一般管理費	1, 2 1,131,880	1, 2 1,311,454
営業利益又は営業損失()	169,288	332,965
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 1,461	1 602,742
助成金収入	800	1,603
受取保険金	-	6,350
その他	857	1,837
営業外収益合計	3,118	612,533
営業外費用		
支払利息	1 13,514	1 13,539
貸倒引当金繰入額	36,025	62,645
為替差損	379	613
その他	408	1,324
営業外費用合計	50,326	78,122
経常利益	122,079	201,445
特別利益		
新株予約権戻入益	241	66
固定資産売却益	-	3 4,720
子会社株式売却益	56,890	-
抱合せ株式消滅差益	287,585	-
特別利益合計	344,717	4,786
特別損失		
固定資産売却損	4 1,558	-
子会社株式売却損	4,455	-
関係会社株式評価損	10,113	-
特別損失合計	16,127	-
税引前当期純利益	450,670	206,232
法人税、住民税及び事業税	23,059	1,876
法人税等合計	23,059	1,876
当期純利益	427,611	204,355

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		147,571	15.2	114,103	14.3
業務委託費		412,165	42.5	313,058	39.3
経費					
1 通信費		38,714	4.0	31,571	4.0
2 賃料		143,792	14.8	121,640	15.3
3 その他		73,952	7.6	117,880	14.8
経費合計		256,458	26.4	271,092	34.0
営業投資有価証券					
営業投資有価証券原価		154,303	15.9	98,678	12.4
売上原価		970,499	100.0	796,932	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
				繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	1,537,272	1,537,272	1,829,656
当期変動額				
当期純利益				427,611
自己株式の取得				
自己株式の処分		93,705	93,705	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	93,705	93,705	427,611
当期末残高	100,000	1,630,978	1,630,978	1,402,045

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	109,628	302,012	-	-	11,847	290,165
当期変動額						
当期純利益		427,611				427,611
自己株式の取得	45	45				45
自己株式の処分	41,306	135,011				135,011
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			29,739	29,739	2,919	26,819
当期変動額合計	41,260	562,577	29,739	29,739	2,919	535,758
当期末残高	68,367	260,564	29,739	29,739	14,767	245,593

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
				繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	1,630,978	1,630,978	1,402,045
当期変動額				
当期純利益				204,355
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	204,355
当期末残高	100,000	1,630,978	1,630,978	1,197,690

(単位:千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	68,367	260,564	29,739	29,739	14,767	245,593
当期変動額						
当期純利益		204,355				204,355
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			11,200	11,200	17,722	6,522
当期変動額合計	-	204,355	11,200	11,200	17,722	210,878
当期末残高	68,367	464,920	40,939	40,939	32,490	456,471

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、投資事業有限責任組合への出資は、組合等の財産の持分相当額を営業投資有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上する方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアにおいては、社内における利用可能期間(最長5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
短期金銭債権	236,364千円	46,100千円
短期金銭債務	21,235千円	942千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	182,889千円	116,272千円
売上原価	7,510千円	6,871千円
販売費及び一般管理費	10,528千円	3,602千円
営業取引以外の取引による取引高	11,780千円	611,953千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
給与及び手当	519,862千円	542,040千円
業務委託費	131,164千円	124,590千円
減価償却費	7,063千円	5,891千円
貸倒引当金繰入額	5,234千円	108,486千円
おおよその割合		
販売費	37%	42%
一般管理費	63%	58%

3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
建物及び構築物	- 千円	4,720千円

4. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
建物及び構築物	1,558千円	- 千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額552,142千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額559,661千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	137,016千円	190,554千円
貸倒損失	7,904千円	7,904千円
貸倒引当金	137,319千円	193,602千円
一括償却資産	977千円	475千円
有価証券評価損	8,395千円	8,395千円
投資有価証券評価損	170,961千円	150,357千円
子会社株式評価損	-千円	53,729千円
減損損失累計額	28,795千円	22,945千円
その他	3,305千円	2,382千円
繰延税金資産小計	494,675千円	630,346千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-千円	190,554千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-千円	439,792千円
評価性引当額小計	494,675千円	630,346千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

主要な項目別の内訳	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	33.80%	33.59%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.62%	4.33%
評価性引当額	9.58%	62.05%
受取配当金	-%	97.72%
連結納税による影響	7.26%	0.01%
抱合せ株式消滅差益	21.57%	-%
その他	0.89%	1.34%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.12%	0.91%

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建 物	14,159	1,927	1,779	1,146	13,160	7,807
	工 具 器 具 備 品	10,723	10,348	2	6,998	14,070	69,143
	計	24,882	12,275	1,781	8,144	27,231	76,951
無形 固定資産	ソ フ ト ウ ェ ア	-	-	-	335	998	-
	計	-	-	-	335	998	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	建物附属設備	1,927千円
工具器具備品	パソコン・サーバー等	10,348千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	建物附属設備の売却	1,779千円
----	-----------	---------

3. 無形固定資産の金額に重要性がないため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸 倒 引 当 金	408,932	576,541	408,932	576,541

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	自 1月1日 至 12月31日
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 公告掲載URL https://www.gaiax.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書
事業年度（第21期）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）2019年3月29日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び訂正報告書の確認書
事業年度（第20期）（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）2019年12月20日関東財務局長に提出
事業年度（第21期）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）2019年12月20日関東財務局長に提出
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類
事業年度（第21期）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）2019年3月29日関東財務局長に提出
- (4) 四半期報告書及び四半期報告書の確認書
第22期第1四半期（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）2019年5月10日関東財務局長に提出
第22期第2四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月14日関東財務局長に提出
第22期第3四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動を伴う子会社間の吸収合併）に基づく臨時報告書
2019年7月5日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使書の結果）に基づく臨時報告書
2020年3月30日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月27日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目達也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡嘉徳

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガイアックスの2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ガイアックスが2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月27日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿目達也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡嘉徳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの2019年1月1日から2019年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックスの2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。